

末吉中学校いじめ防止基本方針

1章 いじめ防止の基本方針

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などの人間関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味し、偶発的なけんかは除く。

2 基本理念

本校は、すべての生徒、教職員、保護者が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る。」という認識を持ち、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、以下のことを基本に取り組む。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない体制づくりに努める。
- (2) 人権教育を基軸とした、生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見と早期対応のために、常に複数の教師や学年体制で情報を共有し、学年を中心に学校全體が組織として様々な手段を講じる。（いじめ問題は一人では対応しない。）
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく曾於市教育委員会の指導のもと、各種関係機関とも積極的に連携する。
- (5) 学校と家庭、関係機関等が協力して指導にあたる。

2章 いじめ防止のための組織

1 この組織の名称を「いじめ防止対策推進委員会」とする。

2 本会は次の事業を行う。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及び改善に関すること
- (2) いじめの未然防止に関すること
 - ・ アンケートの実施（月1回実施）
 - ・ 人権教育
 - ・ 道徳教育等
- (3) いじめ事案への対応に関すること
- (4) 教職員の資質向上のための研修に関すること
- (5) その他いじめを防止するための必要事項に関すること

3 本会は、次に挙げる者で組織する。

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、学年主任、学級担任、養護教諭
(必要に応じて参加する)

事務職員、司書補、学校助手、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー
但し、いじめの内容や必要に応じて曾於市教育委員会の指導・連携のもと、関係機関や有識者（教育委員会、警察、民生委員、PTA、児童相談所、弁護士等）等、外部の専門的人材の協力を仰ぐ。

4 本会議は週時程に位置づけている生徒指導委員会と併せて開催するが、いじめ事案の発生時は早急に臨時開催を行い、早期対応・早期解決に努める。

3章 いじめ防止のための取組

1 基本的な考え方

生徒一人一人にいじめに関する理解を深め、基礎的・基本的事項を定着させ、仲間づくりや良好な人間関係づくりを進めることにより、自己有用感や自己肯定感を育む。そのことで、自尊感情、人権尊重の精神を高め、いじめ防止に繋げる。

2 取組内容

(1) 認め合い励まし合う支持的風土のある学級・学校づくりの推進

- ① 生徒が主体的に学級・学校作りに参画する機会を多く設定し、自主性を育む教育の推進。
- ② 体験活動や交流活動等を進め人間関係形成能力を高め、承認し認め合う集団づくり。
- ③ ソーシャルスキル及びコミュニケーション能力を育て他者理解・自己理解を育成。

(2) 人権教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、生徒の人権尊重の意識を高める。
- ② 生徒一人ひとりを見つめ、生徒の側にたった授業を進める。
- ③ すべての教育活動において、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- ① 日頃から気軽に相談活動が出来る雰囲気作りに努める。
- ② 養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。
- ③ 相談活動に「WEB QU」「学校楽しいーと」等の結果を活用する。
- ④ S.O.S の出し方や受け取り方について児童生徒、教職員が理解を深め、実践する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、日頃から十分な対策を講じるものとする。

- ① 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ② 警察等の関係機関と連携し、情報モラルやサイバー犯罪防止のための研修を生徒・保護者・教職員を対象に行う。

(6) 地域との連携

- ① 保護者、保護者会と連携したいじめ防止基本方針についての周知。

4章 「早期発見」について

1 基本的な考え方

いじめは教職員・保護者の目の届きにくいところで発生することが多く、また、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを否定する場合があり、いじめの拡大や深刻化を恐れたりするあまり訴えることができない事が多い。そのため、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員は何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

学校組織として、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないために、全教職員で互いに気になるがあれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2 取組内容

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを月1回行う。但し、いじめがあると疑われる場合は、その都度アンケートを実施する。アンケート実施後の結果について、いじめ防止対策推進委員会で検討を行い、担任は速やかに当該生徒や関連生徒と面談を行い、聞き取りの結果について、いじめ防止対策推進委員会で検討を行う。

員会と連携して組織的に対応する。

- (2) 生徒とともに過ごす機会を積極的に設け、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に気を配るよう努める。
- (3) 生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないために、全教職員で互いに気になることがあれば、些細なことでも必ず情報交換し、共有する事に努める。
- (4) 常日頃からいじめの定義やいじめられている児童生徒の心理等について保護者や地域に繰り返し、情報提供を行い、相談体制を広く周知する。
- (5) いじめアンケートは、生徒指導委員会での見直しを行う。

5章 「いじめに対する対処」について

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であり、さらには、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止のために大切なことである。

いじめを受けた生徒に対しては、今後安心して学校生活が送られるよう、いじめた生徒に対しては、自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう指導・支援を行う。

さらに、双方の保護者への支援・助言も行い、問題の解決と再発を防ぐ教育活動を行う。

2 いじめに対する処置

- (1) いじめに係る相談や通報を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会により事実の調査を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を取りながら必要な措置を講ずる。
- (4) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したと考えず、いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3か月を目安）、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことなど、法の定義に則って日常的に注意深く観察する。
- (5) いじめの関係者間における争いが生じないよう、いじめに係る情報を関係保護者が適切に共有するための措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。

6章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合(法第28条第1項第1号に係る事態)
 - ・ 生徒が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(法第28条第1項第2号に係る事態)
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速な調査に着手する。

生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものと判断して「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに則って対応する。」

申立て…(別紙)いじめ重大事態に係る申立て様式

2 重大事態への緊急対応

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告 (いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p16~17参照)

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
曾於市教育委員会まで重大事態が発生した旨を報告した。		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存 (いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p18参照)

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応 (いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p19 参照)

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備 (いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p25参照)

チェックポイント		チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。		<input type="checkbox"/>	

どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考え方を伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者的人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインp26~27参照)

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。	<input type="checkbox"/>
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(以下1号重大事態)。	<input type="checkbox"/>
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(以下2号重大事態)。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ(疑いを含む)や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>

児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

⑤調査方法や調査対象者についての確認

調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>

⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

※その他

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p27~29参照

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等）	<input type="checkbox"/>

の範囲) に調査するのかについて説明した。	
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p29参照）

チェックポイント	チェック	日付

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聞く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができる教員あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	<input type="checkbox"/>	
◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p30参照）		
チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	
説明日：		
●関係児童生徒・保護者に対する説明等（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p30参照）		
チェックポイント	チェック	
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>	
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>	
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>	
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合		
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合		
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p31参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		<input type="checkbox"/>	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>	
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		<input type="checkbox"/>	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p31～32参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		<input type="checkbox"/>	
確認した事項	学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	<input type="checkbox"/>	
	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		<input type="checkbox"/>	
実施した事項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
事実関係を整理した。		<input type="checkbox"/>	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		<input type="checkbox"/>	

報告書の作成、取りまとめをした。

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p32～33参照）

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p34～35 参照）

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

説明日：

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p39～40参照）

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>

調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。	<input type="checkbox"/>
※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインp40参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインp40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	

【いじめ防止体制（平常時）】

校長・教頭

連絡・報告

速やかな報告

連絡・報告

【いじめ防止対策推進委員会】

<構成メンバー>

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、
学年主任、学級担任、養護教諭

<必要に応じて参加する>

事務職員、司書補、学校助手、SC、SSW

※但し、いじめの内容や必要に応じて曾於市教育委員会の指導・連携のもと、関係機関や有識者（教育委員会、警察、民生委員、PTA、児童相談所、弁護士等）等、外部の専門的人材の協力を仰ぐ。

報告・連絡・支援

【各学年・学級】

- 計画的な指導の実施
- いじめ実態把握・早期発見・早期対応

情報収集・情報提供

情報収集・情報提供

各担任・各学年・生徒・保護者・地域関係者（警察等）

※ 「いじめ防止対策推進委員会」を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同委員会が保護者、諸機関等の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

【いじめ防止体制（いじめ発生時）】

いじめの発見

関係諸機関と連携（情報提供）

いじめ問題対策協議会の設置

市教委へ 報告・連絡・相談

【いじめ問題対策協議会（いじめ防止対策推進委員会）】

- 事実確認調査・情報収集・情報提供
- ※ 情報の収集
- ※ 窓口の一本化
- ※ 情報の一一本化
- ※ 情報拡散の防止策

絡・支援

報告・連

各担任・各学年

生徒・保護者

地域・関係機関

支援・指導・援助

いじめられた生徒・保護者

いじめた生徒・保護者

いじめの解決

（継続して情報交換・援助）

事後観察・支援の継続

（日常観察・SC等との連携）

学校評価

（取組の分析、改善）

【いじめ防止体制（重大事態発生時）】

重大事態の発生やその疑い

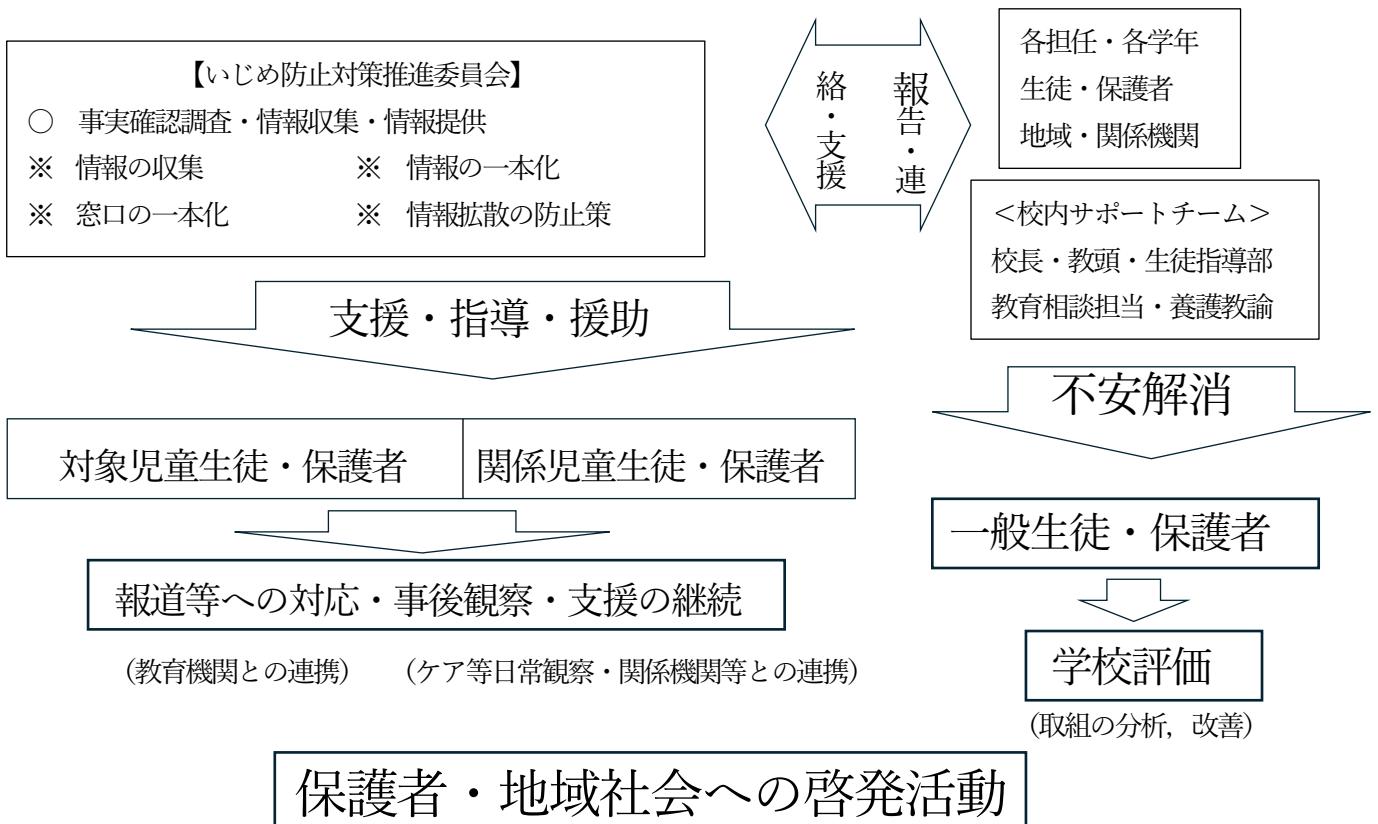
【チェックリスト②】重大事態発生時の対応



重大事態の調査主体が学校の場合

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方 【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表



重大事態の調査主体が学校以外の場合

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応で得た情報を整理し、情報を提供する。その際、管理職が窓口となり、対応する。

※ 重大事態が発覚した時点で、いじめ防止対策推進委員会を立ち上げ、組織的に対応する。

同時に、校内支援サポートチームを立ち上げ、生徒・保護者のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。

< 用語の定義 >

- ・対象児童生徒 … “いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされる”疑いがある児童生徒。
- ・関係児童生徒 … いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒。
- ・いじめを行った児童生徒 … 関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒。

7章 基本方針の見直し

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心年に1度に点検、公開し、生徒や保護者の意見を収集し、必要に応じて見直す。

【関連資料 URL】

曾於市いじめ防止基本方針

<https://www.city.soo.kagoshima.jp/kurashi/kosodatekyouiku/gakkoukyouiku/2015-0604-1430-31.html>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめの問題に対する施策

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

こども家庭調

いじめの重大化を防ぐための研修用事例集

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235b378f-fa6a-4d86-9703-7d77004d6ce6/0fd2993e/20251107_councils_ijime-judaikayoin_05.pdf